

介護保険サービス事業所 職員の皆様へ

処遇改善手当の支給

2026年4月1日より1年間
毎月のベースアップ分（給与日支給）

当法人では、2026年度介護職員等処遇改善加算の申請を行います。

今年度も、昨年度と同等の金額を処遇改善手当として支給します。

また、2027年3月に処遇加算の報酬残額に応じて一時金を支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、介護保険施設の8時間労働の常勤処遇職員で
2026年4月1日から2027年3月31日の期間勤務された方です。
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。
処遇改善制度と加算の範囲内での支給といたします。

支給金額について

●処遇改善手当（調整手当2，3）

介護職員 月額 33,000 円

その他職員 月額 13,500 円

※2026年6月に介護報酬改定が行われます。

処遇改善制度に則り、手当が変更される場合には、
再度皆様に周知いたします。

※介護職員とその他すべての職種を対象に支給されることと
なります（法人の裁量により支給することができます）。
制度に合わせて支給金額等の見直しを行っていきます。

介護保険制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。
経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2026年4月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長 岡久 孝雄

介護保険サービス事業所 職員の皆様へ

処遇改善一時金の支給

2026年4月1日より
6・12・3月の年3回に分けて支給

当法人では、2026年度介護職員処遇改善加算の申請を行います。
2026年6月・12月、2027年3月の3回に分けて一時金を支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、介護保険施設の8時間労働の常勤処遇職員で
2026年4月1日から2027年3月31日の期間勤務された方です。
処遇改善制度と加算の範囲内での支給となります。残額があれば精算します。

支給金額について

- 1、介護福祉士等の資格を持ち法人在籍10年以上の方
月額 18,000 円
- 2、その他の介護職員の方（法人在籍10年未満）
月額 9,000 円
- 3、その他の職員の方
月額 4,500 円

※6月・12月・3月の対象月数に応じて支給金額いたします。

※2026年6月の介護報酬改定による処遇改善制度に則り、
一時金に変更される場合には、再度皆様に周知いたします。
制度に合わせて支給金額等の見直しを行っていきます。

介護保険制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。
経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2026年4月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長 岡久 孝雄